

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります！

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3121 ☎ 0857-20-3040

平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります

平成28年1月から、社会保障（医療保険、雇用保険、福祉の給付など）、税、災害対策の手続きで、申請書などにマイナンバーの記載が必要となります。

行政機関などは、他人の成りすましを防止するため、マイナンバーを取得する際には、厳格な本人確認を行います。



マイナンバー制度のお問い合わせ

◆鳥取市コールセンター

☎ 0570-0857-78（全国共通ナビダイヤル）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日・土日祝日 8:30～17:15（年末年始を除く）

ただし、平成28年1月末までの平日のみ8:30～19:00

◆国のコールセンター

マイナンバー制度全般や個人番号通知カード、個人番号カードに関することなど、総合的にお答えします。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178（無料）

平日 9:30～22:00

土日祝日 9:30～17:30（年末年始を除く）

マイナンバー取得の際の本人確認では、「番号確認」と「身元確認」を行います

行政機関などがマイナンバーを取得する際の本人確認は、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と手続きを行う人が本人であることの確認（身元確認）を行います。

◆個人番号カードを取得した場合

個人番号カードを取得した場合には、番号確認と身元確認がこのカード1枚で可能です。



個人番号カード（表）

個人番号カード（裏）

◆個人番号カードを取得していない場合

個人番号カードを持っていない方については、番号確認は通知カードでの確認が基本です。ただし、通知カードには写真がなく、身元確認ができないため、運転免許証などの身分証明書類で身元確認を行います。



税金などのお支払いは、口座振替がおすすめ

問 駅南庁舎債権管理課 ☎ 0857-20-3433 ☎ 0857-20-3403

自動で引き落とされる『口座振替』なら、納期のために金融機関に行く手間が省け、納め忘れもありません。口座振替は、ペイジー口座振替受付サービスによる申込が金融機関への申込のいずれかをご利用ください。

【ペイジーによる申込の場合】

■申込方法

市役所本庁舎・駅南庁舎・各総合支所の窓口で、キャッシュカードを使ってその場でお申し込みいただけます。

※カードの名義人ご本人のみの受付となります。

■必要なもの

キャッシュカード・本人確認書類（運転免許証など）・口座振替を希望する税などの納入通知書

■利用可能な金融機関

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取信用金庫・中国労働金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）・島根銀行

【金融機関への申込の場合】

■申込方法

金融機関の窓口で口座振替依頼書を受け取り、必要事項を記入後、その場でお申し込みいただけます。

■必要なもの

通帳・届出印・口座振替を希望する税などの納入通知書

■利用可能な金融機関

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取いなば農業協同組合・鳥取信用金庫・みずほ銀行・島根銀行・倉吉信用金庫・中国労働金庫・三井住友信託銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）・鳥取県信用農業協同組合連合会本所・商工組合中央金庫鳥取支店・鳥取県信用漁業協同組合連合会本店

◎取扱税目・料金

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、幼稚園保育料、市営住宅家賃・駐車場使用料、受託県営住宅家賃・駐車場使用料、簡易水道使用料、下水道使用料、集落排水施設使用料、浄化槽使用料

※給与・年金などから特別徴収（天引き）されている人は対象外です。

※振替開始期日、申込期限などについては、各担当課へお尋ねください。

「本人通知制度」をご存じですか

問 駅南庁舎市民課 ☎ 0857-20-3493 ☎ 0857-20-3408

この制度は、事前に登録している人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、交付されたことを本人に通知するものです。

■本人通知の対象となる証明書など

・戸籍事項の記載のある住民票の写し・住民票の記載事項証明書

・戸籍の附票の写し

・戸籍謄本または抄本

・戸籍の記載事項証明書

（消除された住民票・戸籍の附票・除かれた戸籍も含む）

■本人に通知される内容

・交付年月日

・交付した証明書の種類・交付通数

・交付請求者の種別

※ただし、交付請求者の住所・氏名は通知しません。

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）の更新手続き

問 駅南庁舎障がい福祉課

☎ 0857-20-3474 ☎ 0857-20-3406

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は申請受理日から2年間、自立支援医療受給者証（精神通院）受給者証の有効期間は申請受理日から1年間です。

有効期限の3ヶ月前から更新手続きが可能です。該当の人は今一度、有効期限をご確認の上、更新手続きをお願いします。

■窓口（次のいずれかで更新手続きができます）

○市役所駅南庁舎障がい福祉課

○各総合支所市民福祉課

○通院先の医療機関医事課（医療機関によってはできないところもありますので、確認して下さい。）

■必要な書類

精神障害者保健福祉手帳

・申請書（窓口にあります）

・現在使用の精神障害者保健福祉手帳

・医師の診断書（手帳用）または障害年金証書

※なお、精神障害者保健福祉手帳と障害年金証書の等級が異なる人はお問い合わせください。

※年金で申請の場合は、証書原本と振込通知書、または通帳（直近年金振込記載のもの）

・写真（現在所持の手帳での更新の人は除く）

・印鑑

自立支援医療受給者証（精神通院）

・申請書（窓口にあります）

・現在お持ちの受給者証

・医師の診断書（重度かつ継続に該当の人は意見書も必要です）

※診断書は2年に一度の提出（受給者証で確認）

・医療保険証の写し

・所得・収入状況がわかる書類（年金、手当などの振込通知書の写しまたは通帳の写し）

・印鑑

本人通知制度を利用するには事前登録が必要です！

登録できる人

鳥取市に住民登録や本籍がある人（過去にあった人も含む）

登録の際に必要なもの

本人確認書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）

受付窓口

駅南庁舎市民課、本庁舎市民課証明コーナー、各総合支所市民福祉課

更新手続きについて

平成25年度中に登録された人は、3月31日（木）で登録期間が満了します。

引き続き登録を希望される場合は、3月1日（火）～3月31日（木）までの間に、更新の手続きをお願いします（対象の人には、2月頃、案内文書をお送りします）。

土地（保留地）公売のお知らせ

問 本庁舎都市環境課

☎ 0857-20-3277 ☎ 0857-20-3048

本市が土地区画整理事業にて整備した土地（保留地）を一般向けに公売します。詳細は、都市環境課窓口にて備付けのしおり、または本市公式ホームページをご確認ください。

公売する土地（保留地）

○江津：2区画（165平方メートル～234平方メートル）

鳥取県立中央病院の北側に位置する、第一種中高層住居専用地域

○千代水第二：21区画（300平方メートル～5481平方メートル）

イオン鳥取北店周辺に位置する、産業・流通業務地区

公売期間 1月4日（月）～18日（月）

抽 選 と き：1月20日（水）13:30～

ところ：本庁舎4階第2会議室

※申込のない土地（保留地）は、公売期間終了後、随時

申込を受け付けます。

※申込のない面積の大きな土地（保留地）は、公売期間

終了後、分割のご相談にも応じます。

「性暴力被害者支援」啓発キャラバン

問 鳥取県くらしの安心推進課

☎ 0857-26-7187 ☎ 0857-26-8171

本庁舎男女共同参画室

☎ 0857-20-3166 ☎ 0857-20-3052

と き 1月21日（木）14:00～16:00

ところ 鳥取市人権交流プラザ 2階研修室（幸町）

内 容 テーマ「性暴力とは」、「性暴力被害の実態」、「性暴力被害者支援」

講師：谷田寿美江さん（性暴力救援センター・大阪（SACHICO）運営委員）

演題：「性暴力と被害者支援について」（仮題）

参加料 無料